

事務連絡
令和元年10月4日

各 都 道 府 県
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
附属高等学校(中等教育学校後期課程を含む)
を置く各国公立大学法人
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体

高等学校等担当課 御中

文部科学省 高等教育局
学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

高等教育の修学支援新制度の対象機関について

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

高等教育の修学支援新制度では、大学等における修学の支援に関する法律に基づき、一定の要件を満たすことの確認を受けた大学等（確認大学等）を対象機関とすることとしています。

この度、下記の文部科学省のホームページに、高等教育の修学支援新制度の対象機関リスト（全機関要件確認者の公表情報とりまとめ）を掲載しましたので、お知らせします。

つきましては、各都道府県においては、所轄の高等学校等（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）に、各都道府県教育委員会においては、所管の高等学校等及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会に、各指定都市教育委員会においては、所管の高等学校等に、各国公立大学法人学長においては、その管下の高等学校等に、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長においては、所管する高等学校等に対して、本件について周知されるようお願いします。

記

1. 公表ホームページ

- 高等教育の修学支援新制度ホームページ
 - ・ 高等教育の修学支援新制度の対象機関

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1420041.htm

(注) 公表情報は更新される場合があります。

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局

学生・留学生課 高等教育修学支援準備室

電話：03-5253-4111（代表）（内線3495、3508）

e-mail: qafutankeigen@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。